

別表 2 (第 4 条関係)

対象設備	補助対象経費
太陽光発電システム	設備の設置等に要する経費（太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置）、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・据付、電気工事等を含む）
H E M S	機器本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置）、計測機器（計測装置）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事・セットアップ等を含む）
定置用リチウムイオン蓄電池	機器本体、設備の設置等に要する経費（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入等・据付・電気工事等を含む）